

平成17年（2005年）

釧路広域連合議会会議録

平成17年11月7日開会 11月定例会
平成17年11月7日閉会

第3回11月定例会

釧路広域連合議会

平成17年第3回11月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成17年11月7日 至平成17年11月7日 1日間

11月7日(月)第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(13人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後1時20分開会)	1
副議長の報告	1
日程第1 議席決定の件	1
日程第2 議長選挙の件	2
当選告知	
草島守之議長の紹介	2
会議録署名議員の指名(細谷輝雄議員、梅津則行議員)	2
日程第3 会期決定の件(11月7日の1日間)	2
広域連合長の発言	2
日程第4 議案第4号並びに報告第1号ほか3件上程	
提案説明	
伊東広域連合長	3
質疑・一般質問	
梅津則行君	3
伊東広域連合長	6
梅津則行君(再)	8
伊東広域連合長	9
議案第4号並びに報告第1号ほか3件討論省略	9
表決	
・議案第4号表決(認定)	9
・報告第1号ほか3件表決(承認)	9
日程第5 議案第5号ほか1件上程	
提案説明	
伊東広域連合長	10
質疑	
議案第5号ほか1件討論省略	10
表決	
・議案第5号ほか1件表決(同意)	10
日程第6 議案第7号上程	
提案説明	
伊東広域連合長	11
質疑	
議案第7号討論省略	11
表決	
・議案第7号表決(同意)	11
閉会宣告(午後2時17分)	11
署名付録	12
11月定例会議決結果表	13
質疑・一般質問発言項目一覧表	14
議席表	15
11月定例会議事経過	16

平成17年第3回 11月定例会

鉏路広域連合議会会議録 第1日

平成17年 11月7日（月曜日）

議事日程

- 午後1時開議
日程第1 議席決定の件
日程第2 議長選挙の件
日程第3 会期決定の件
日程第4 議案第4号並びに報告第1号ほか3件
日程第5 議案第5号ほか1件
日程第6 議案第7号

会議に付した案件

- 1 副議長の報告
1 日程第1
1 日程第2
1 議長の紹介
1 会議録署名議員の指名
1 日程第3
1 広域連合長の発言
1 日程第4
1 日程第5
1 日程第6

出席議員（13人）

議長	11番	草	島	守	之	君
副議長	8番	岩	淵	鉄	男	君
	1番	大	津	泰	則	君
	2番	松	井	宏	志	君
	3番	高	橋	亨	曳	君
	4番	細	谷	照	雄	君
	5番	吉	田	守	人	君
	6番	小	山	昭	二	君
	7番	寺	沢	邦	夫	君
	9番	藤	原		厚	君
	10番	山	崎		晃	君
	12番	梅	津	則	行	君
	13番	佐	藤	勝	秋	君

本会議場に出席した者

広域連合長	伊	東	良	孝	君	
副広域連合長	菅	原		澄	君	
副広域連合長	日	野	浦	正	志	君
副広域連合長	棚	野		孝	夫	君
事務局長	生	島		修	二	君
事務局次長	山	根		誠	一	君

議会事務局職員

議会事務局長	藤	原	昭	二	君
議事課長	山	本		満	君
議事課総務担当主任	山	本	晃	嗣	君

午後1時20分

開会宣告

○副議長岩淵鉄男君 皆様ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成17年第3回鉏路広域連合議会11月定例会は成立をいたしました。

よって、これより開会をいたします。直ちに会議を開きます。

諸般の報告

○副議長岩淵鉄男君 初めに、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありましたので、報告いたします。

日程第1 議席決定の件

○副議長岩淵鉄男君 日程第1、議席決定の件を議題といたします。

規約変更による議員定数の減少及び新議員の選任に伴い、議席を指定いたします。

ただいま、ご着席のとおり、議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○副議長岩淵鉄男君　　ご異議なしと認めます。
よって議席につきましては、ただいまご着席の議席と決しました。

日程第2 議長選挙の件

○副議長岩淵鉄男君　　日程第2、選挙第1号 議長
の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第
2項の規定により、指名推薦によりたいと思いき
ますが、これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○副議長岩淵鉄男君　　ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決しました。
議長には、草島守之議員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、草島守之議員を当選人
といたしたいと思いきますが、これにご異議ございませ
んか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○副議長岩淵鉄男君　　ご異議なしと認めます。
よって草島守之議員が議長に当選されました。

当選告知

○副議長岩淵鉄男君　　ただいま、議長に当選され
ました草島守之議員が議上におられますので、本席か
ら当選の告知をいたします。

議長の紹介

○副議長岩淵鉄男君　　議長に当選されました草島
守之議員をご紹介申し上げます。

新議長の挨拶

○議長草島守之君（登壇）　　釧路市議会の草島で
ございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆さま方のご推挙によりまして釧路広域
連合議会の議長に選任をいただきまして誠にありがた
うございます。

元より微力でありますけれども、この重責を厳粛に
受け止めまして誠心誠意務めて参りたいと思いき

4市町村からなる広域連合の議決機関としての機能
を十分に生かせるよう公平・公正かつ円滑で効率的な
議会運営に取り組んで参りますので何卒皆さま方の格
別なるご指導・ご協力を賜りますよう心からお願いを
申し上げ、簡単でありますけれども就任のご挨拶とさ
せていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長岩淵鉄男君　　新議長と交替をいたしま
す。

会議録署名議員の指名

○議長草島守之君　　会議録署名議員の指名を行
います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第96条の規定
により

4番 細 谷 照 雄 議員

12番 梅 津 則 行 議員

を指名をいたします。

日程第3 会期決定の件

○議長草島守之君　　日程第3、会期決定の件を議
題といたします。

お諮りいたします。

今会期は本日1日間といたしたいと思いき

これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長草島守之君　　ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

この際、連合長から発言を求められておりますの
で、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長伊東良孝君（登壇）　　発言のお許し
をいただきましたので、開会に当たりまして、一言、
ご挨拶を申し上げます。

関係町村長、議員の皆様におかれましては、時節柄
何かとご多忙の折、本日、ここにお集まりいただき、
平成17年第3回釧路広域連合議会11月定例会を開催で
きましたことに、心から感謝とお礼を申し上げる次第
でございます。

先の釧路市、阿寒町及び音別町との合併に伴い、広
域連合長が空席になっていましたことから、広域連合
規約に基づきまして、関係市町村長の投票による選挙
を実施し、再び、私が広域連合長として選出されまし
た旨をまず、ご報告申し上げます。

更には、釧路町長、鶴居村長及び白糠町長には、副
広域連合長としての任をお願いしたところでございま
す。

私はじめ副広域連合長ともども、どうぞよろしくお
願ひ申し上げます。

まずは過日のごみ焼却施設建設工事における事故に
ついての報告であります。

本件につきましては、酸欠により2名の方が被災
し、1名の方は既に退院されておりますが、もう1名
の方は現在も病院において治療中であります。

発注者として非常に驚いており、また、このような
事態になったことにつきまして、まことに残念に思っ
ている次第であります。

適切な治療により早期に快方へ向かわれるようにご祈念申し上げる次第でございます。

今後、原因究明等の再発防止対策に努めていただくよう建設工事請負業者に指導したところであります。

さて、私どもが目指しているのは、かねてより申し上げているように、「安全で、かつ安定的な運転管理」であります。

このたびの事故で、この目標の実現の難しさをあらためて痛感した次第であります。

再度、運転管理者ともども、この目標の実現に向けて、再構築を図っていかねばならないものと考えているところであります。

次に合併に伴う体制の変更についてであります。

鉦路市、阿寒町及び音別町の合併により、多くの皆さんのお力添えをいただき、長年にわたる協議の結果、新鉦路市が誕生いたしました。

一連の合併手続きと連動し、広域連合におきましても、従来の構成六市町村から鉦路市、鉦路町、鶴居村及び白糠町の四市町村で新たな一歩を歩み始めることとなりました。

議会におかれましても、新市から新たな広域連合議員が選出され、ただいまの議長選挙の結果、草島新議長のもと新体制でご審議いただくこととなりました。

今後ともなお一層のご叱正、ご助言を賜りたいと存じております。

よろしくお願い申し上げます。

さて、ごみ焼却施設の稼働に向けた取組みについてであります。

去る8月の連合議会では、ごみ焼却施設の運転管理に係る委託契約につきまして、議員みなさまのご承認をいただき、運転管理の本契約を締結させていただいたところであります。

また、今月中旬には、「火入れ式」を行い、実際にごみを燃焼させる負荷試験に移行する予定であります。

長年の取り組みもようやくここまでまいりました。

議員各位には改めまして感謝申し上げます次第であります。

経過等につきましては以上であります。この後、議案といたしまして、平成16年度決算及び連合の人事案件につきまして、ご審議いただくこととなっておりますので、何卒、よろしくお祈りを申し上げます。

最後に、当広域連合の業務執行に当りまして、再度安全、安定的な運転を再確認するとともに、効率的で経済的な運営を目指し、なお一層、最善の努力をしてまいり所存であります。

今後とも、議員各位並びに関係住民、各首長の皆様方の、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお祈りいたします。

日程第4 議案第4号並びに報告第1号ほか3件上程提案説明

○議長草島守之君 日程第4、議案第4号並びに報告第1号から第4号までの以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

連合長。

提案説明

○広域連合長伊東良孝君（登壇） ただいま、議題に供されました案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第4号、平成16年度鉦路広域連合一般会計決算認定の件についてであります。本案は、地方自治法233条第3項の規定に基づき、平成16年度鉦路広域連合一般会計決算を議会の認定に付そうとするものであります。

次に、報告第1号から報告第4号まで専決処分報告の件であります。

平成17年10月11日付けで鉦路市、阿寒町及び音別町の合併が成立したことにより、鉦路広域連合が準用しています鉦路市の条例が新たに制定されましたことから、これに伴う条例の改正に係る専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項に基づき議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長草島守之君 議案第2号 平成17年度鉦路広域連合一般会計予算をこれより質疑並びに一般質問を行います。

12番梅津則行議員の発言を許します。

○12番梅津則行君（登壇） それでは通告に従いまして質問させていただきますと思います。

まず、1点目には焼却施設の安全性について再度お伺いをしたいと思います。

私も丁度2年ぶりですので、ちょっと抜けている部分、知識が十分でない部分があるかもしれませんが、いろいろとお聞きしたいと思います。

先程、連合長の方から試運転の時期を迎えているお話がありました。

6つの段階に沿って順次、進められていると思いますが、当然安全性を重視して機能確認や危機の調整を是非行っていただきたいと思います。

他の地域では残念ながら試運転自体を2ヶ月程度で済ませて、十分な機器調整を行わず本格稼働してか

ら初期トラブルといわれる不具合があちこちで起きています。

そこでお聞きしたいと思うのですが、試運転の段階でいろいろな調整をされるんだらうと思いますが、負の参考といいたいでしょうか、その部分でいくと各地で起きている初期のトラブル事項というのは、ちょっと負の意味での参考事項になるのだらうと私は思います。

具体的にちょっといろいろな情報を整理して、その分野についていろいろと試運転の段階でお考えになるんだらうと思います。

そこで少し具体的にお聞きします。

流動床ではありませんけれども、キルン式の場合には熱分解ドラムにワイヤーの塊というのが絡んで炉が停止するというのが、全国いたるところであるわけですが、様式が違うからその可能性はほとんどないというふうに捉えていいものかどうなのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから2つ目に具体的なものとしては溶融炉のスラグのシュート部分というんですか、それが閉塞するという不具合も起きているようですが、うちの場合にはそういうことが考えられるのかどうなのか、その点をお聞きしたいと思います。

そういう意味では各地で起きている不具合の中でこれはちょっと要注意だと思う点、留意点があればお聞かせをいただきたいと思います。

さて、試運転で十分時間をかけて点検をするのは、先程連合長が申した負荷の試験の運転だと思いますが、その期間はいろいろなものがたぶん出てこなければ良いですが、出てきた場合にはその不具合の内容と対応について広域連合の議会への報告を求めたいと思っっているのですが、その点はどのようにお考えかお聞かせ下さい。

焼却施設の安全性の2点目ですが、仮にの話で恐縮です。

事故発生時などの公表基準と対応についてお聞きしたいと思います。

先の2月議会で事故や故障の程度に応じた公表基準を作成することを求めると連合長が答弁されておりました。

そこでその内容についてお聞きしたいと思います。

私も幾つかの自治体のマニュアルや、また、実際にお話を聞いてまいりました。

そこで自治体によって大きな違いがあるんだと、当然のことだとは思っています。

そこでポイントになるのは、議会報告や周辺の住民の皆さんにどの程度情報公開をするのかという、要するに事故というのを公表する対象の事故というのをどこまでにするのかというのが1つのポイントになるんだらうと思います。

一般的には、緊急事態である爆発やガス漏れや火災

だけを対象にする場合ともう1つは様々な設備や機器トラブルによる炉の停止があった場合にそういう対象にするということもあると思います。

私たちの釧路広域連合の場合にはどちらを想定するのか、お聞きしたいと思います。

当然、あつてはならない事柄のダイオキシン類の数値が基準を超える場合や、緊急の停止の場合は当然報告するのは当然だとは思いますが、それに加えて設備や機器のトラブルによる停止などによる立ち上げや立ち下げなども公表基準に入れてみてはどうかと私は考えています。

また、さらに追加をし定期点検が行われるし、それに基づく整備工事も行われると思います。

同様に、公表基準の中に入れてみたらどうかと考えているのですが、連合長のお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、その内容は今ではホームページを使って掲載することも検討のひとつかなと思いますがいかがでしょうか。

つづきまして、住民への情報公開についてお伺いをします。

私の通告では地域協議会になっておりました。

大変失礼いたしました。

この点では地域連絡協議会のこととダイオキシン測定についてお話を聞きます。

さて、来年の4月に本格稼働することについて施設周辺の皆さんの不安はご承知のとおりダイオキシン類や排ガス濃度の問題です。

その点において、どんな内容でどの程度、情報化が進んでいるのかというのは明らかにする必要があるのだらうと思います。

そこで、お聞きしましたら、先週、地域連絡協議会ということで、周辺の皆さんのところにお話伺ったとお聞きしております。

そこで、その構成や内容そして定期的な開催を考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

参考になる例で、私の西いぶりの地域廃棄物広域処理施設に行ってお話を聞いてみました。

こちらの方はもっとネーミングが住民監視委員会ということで住民の皆さんの関心度が高いものになっているのかなと思っています。

ここでは1年に4回、この委員会が開催されている。

そして、その時にダイオキシン濃度も実は年に4回測定をして、そのダイオキシン類濃度を測定した後にその結果とその期間の間にある様々なトラブルやゴミの処理状況などが報告されているというふうにお聞きしました。

私は、4回やればそれで本当に安全・安心かといえは決してそうではないとは思っていますが、しかし、

広域連合として出来る範囲での対応としては選択肢の1つになるのではないかなと思うものですから、この点、年に4回測定をし、それに応じた地域連絡協議会を開催してみてもどうかとこのように考えますが、連合長のお考えをお聞きしたいと思います。

国の基準どおりやっているというお答えになるのか、契約済みだというお答えになるのか、あるでしょうけれども、検討の余地がないのかどうかお聞きしたいと思います。

つづきまして、「連続監視装置」アメサについてまた、三度(みたび)ご質問をさせていただきたいと思えます。

その後の動きがどうなっているか、私なりに情報も集めてみましたので、連合長のところで把握している情報があればお聞きしたいと思います。

安全性の面は勿論ですが、今は経済性の面で使ってみてどうかという話が出てきているようです。

たとえば、その自治体の議会の議事録を読ませていただきましたら、ダイオキシンの発生を押さえる為には高温の管理がとても重要でと。その可燃物の処理費に4億5千万かかって、そのうち1億2千万が熔融炉に使用されるコークスや排ガス処理の為の活性炭などの燃料と薬品代だということが話をされていました。

その議会で取り上げていたのが、他の自治体で連続監視の測定結果を利用して活性炭の量を減らすということなんだそうです。

お聞きしたら3分の1くらいに減ることになるかもしれないということをお話になっていました。

そういうことでは全国ではあまり類を見ないところではありますが、経済性の観点からも連続監視装置を導入した自治体もあるという事実もある訳ですから、しっかりその点での情報を収集させていただきたいと思えます。

もし、その点でお知りになっていることやお考えになつてることがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

さて、2番目の最後にその施設のところでいろいろお話を聞く機会があつて、強調されていたこととお聞きしたいと思つてことがあります。

私は素人ですから、極めて基礎的な質問なのかもしれませんが、それは、バグフィルターを2つ設置すると排ガス濃度が効果が上がるという話をお聞きしました。

ですからその施設は1つではなくて2つ付けていると。それをいうと3つ4つという話になるんでしょうけれども、「何故、そんなことをしているんですか?」とお聞きしたら、「その方が地域の周辺の住民の皆さんに安全性の点で強調できるからだ」とこのようにお話をされていました。

お聞きしましたら、うちの施設は1つだけなんですけど、2つ設置の効果をどのようにお考えになっているのかな、ということをお聞きしたいと思います。

次に排ガスの表示の件でお聞きします。

公害監視板は高山の焼却施設前だけに設置するんだろうというふうに思っていますが、私はもう1ヶ所、もう1ヶ所ということでは本当はないんですけども、広域でやっているからそれぞれの自治体の役場の前にも設置したらいいかと思つていますが、費用がかかるんでしょうから、設置するとすれば費用はどれくらいになるかちょっとお聞かせをいただきたいなと可能であれば、せめてもう1ヶ所くらい設置したらどうかと。

高山に行く方はそんなにいないと思つてから、その点のお考えはあるのかどうかお聞きします。

通告の大きな3つ目です。

長期包括委託契約についてお聞きします。

中味を読ませていただきながら、ちょっとお聞きしておいた方がいいなという点がありましたので、今回、質問をさせていただきます。

運転管理業務を特別の管理会社に委託する長期包括委託契約を結びました。

プラントメーカーの方にも構成員として参加をしていただき、安全な運転を確保すると、このようになっています。

そして、広域連合としては技術管理者を配置して運転管理状況をチェックする体制もつくと。

そこで、お聞きしたいと思います。

日常の管理運転状況をチェックする項目というのは相当多くあるというふうに聞いておりましたので、安全性の確保の観点から、広域連合の技術管理者としてはどんな点を重視していくのかなというのがまず1点です。

それはもちろん安全確保の観点からどんな点をと。

2つ目には、私が懸念するのはもし「不具合」が見られる場合に、「改善命令」などの権限はどこまでお持ちになっているのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

さらに、3つ目にはこれだけの化学工場となっている焼却施設に一口に不具合といっても相当の専門性が求められているから、プラントメーカーの皆さんの力が必要だと、これはわかるのです。

ただ、プラントメーカーでなければわからないこともまた、多くあるのではないかなということが懸念としてあります。

それで本当に「改善命令」というのを技術管理者の方が出せるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

2つ目です、新たな技術の対応についてお聞きします。

長期包括委託契約ですから、もう契約は終わってま
すから、なかなか質問もしづらい部分もありますが、
15年間に渡る委託契約ですから、私が気になるのはそ
の間に機器や設備の面で新たな技術が出てきて、安全
性の面でもその技術を導入した方がいいのではないか
といった時に、この場合費用の負担はいったいどうな
るのかな、これは新たにやはり連合としての負担にな
るんだろうと、こういうふうに思うんですね。

先程申した連続測定などのアメサなどのそういう
新しい技術が安全性や経済性の面で認められるよう
になった場合に、果たしてどの程度対応ができるのか
なあ。

この長期包括委託契約の中では対応できないから独
自にやらなきゃならないという時に、また新たな負担
が出てくるのかなというふうに懸念するのですが、そ
の点いかがでしょうか。

質問の最後は先程、連合長からも報告がありました
酸欠事故の原因と対応についてお聞きしたいと思いま
す。

お二人の方が被災をされ、お一人の方はまだ現在も
入院治療中と聞いております。

事故の原因は現在調査中でもありますから詳しいこ
とは勿論これからのことだろうと思います。

しかし、酸欠事故ということで推定をしている報告
もされております。

事故が起きた場所も説明を受けましたが、通常で
は考えられない場所なんだなあということや、中味が
ちょっと私たち一般的にはどうなのかなあ、一般的
には酸欠状態になるとは考えられない、そんなふう
に思うのは誰しもだと思います。

原因については、今後の調査を待つこととして、
現段階ではどのようにお考えになるのかなということ
を、もう少し説明をしていただいた方がいいのかなと
思います。

次に2つ目にはその場所の床が私はコンクリート状
態になっているんだろうというふうに思っていたら、
そうではないと。

土が剥き出しの状態になっているということなの
で、最終処分場の土地であることから、いろいろなガ
スなどの事前の調査が十分だったのかどうか。

実際の埋め立て地の建設地よりも20メートル以上離
れているということだったんですけれども、どの程度
の事前調査だったのかちょっと疑問が残るものでは
すから、お答えをいただきたいと思えます。

3点目には被災された方のお一人は8月頃より工事
に係わっていたということをお聞きました。

8月で10月ですから、教育面での徹底が設置者側と
してもどうなんだろうかと、十分に欠けていた部分
はないのだろうか。

その点をお聞きしたいと思えます。

最後に現在進められている調査の結果を、だいた
い、いつ頃にまとめられ明らかになりその結果を受け
て、今後どう対応していくのか、そのスケジュールが
もし分かれば示して頂きながら、その後の対応につ
いての基本的な考えもお聞かせをいただきたいと思いま
す。

以上で質問の1回目を終わります。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） それでは梅津
議員の質問に答えてまいります。

まず、大きな1点目。焼却施設の安全性について
中の試運転で留意すべき点についてというおたずねで
あります。

試運転は12月上旬に予定しておりますごみの焼却試
験の開始に向けまして、10月より単体機器の調整や慣
らし運転を行ってまいりましたが、本日（11月7日）
より炉を強制乾燥させる乾燥焚きに着手し、ごみを使
用した負荷試験に向けて準備作業を本格化させており
ます。

また、負荷運転に先立ちまして、去る10月31日
には主要な安全装置である排ガス分析計、感震器、ごみ
ピット火災監視装置、非常用発電機の作動確認試験な
どを行い、試運転期間中の安全監視機器の確認を行っ
ているところであります。

今後も、負荷試験、予備性能試験、引渡性能試験
と段階を経て慎重に試運転を進め、十分な機能確認と
調整を行いながら、不具合の発見や改善を行って、来
年の4月の本稼働に備えてまいりたいと考えておりま
す。

また、初期トラブルについてであります。全国の
ガス化溶融施設で発生した初期トラブルにつきまして
は、廃棄物関係団体や、あるいは請負業者、コンサル
タントを通じて情報収集に努め、分析を行ってきてい
るところであります。

特に多くの施設で問題となっておりました破碎処理
装置に関するトラブルに対応するため、ダブルピット
方式を採用するなど、改善効果の高いものは積極的に
実施設計段階で採用し、施設建設に反映させてまいり
ました。

例として挙げておられましたキルン炉のいわゆる熱
分解ドラムと同様にワイヤー等が絡んで停止するこ
とがないかのお尋ねであります。本連合の採用いた
しました流動床式ガス化溶融炉はキルン炉と異なり炉
の中に稼働部がなく、不燃物は炉の下部から砂ととも
に排出されるため、ワイヤーなどが混入しても炉が停
止する可能性はないものと考えているところでありま
す。

また、溶融スラグシュート閉塞による不具合につ
いてであります。本施設では、スラグシュートの落ち

口に高温で火えんを吹き付ける酸素負荷バーナーを設置しておりまして、熔融スラグが冷えてツララ状に固まり始めた時点で除去することから、閉塞の可能性はないものと考えております。

その他の留意点はないのかということですが、今後の試運転の中では、先行施設のトラブル事例を参考に、様々な運転状況を再現し、不具合の発見や改善を行い、来年の4月の本稼働に備えてまいりたいと考えているところであります。

負荷運転期間における不具合と対応についての議会報告ということでございますが、負荷運転期間も含め試運転の状況につきましては、その都度広域連合議会において報告をさせていただきたいと考えております。

また、事故発生時などの公表基準と対応についてありますが、ごみ焼却施設の運転管理契約では、施設の監視を強化するために二重の枠組みを設定をいたしております。1つは国と同様の基準であり、これに抵触した場合には、ごみ焼却施設を停止することとしております。

また、さらに厳しい基準を独自に設けておりまして、これに抵触した場合には、施設の監視を強化することとしております。これらにより各種機器の異常な状況を早期に把握し、予防装置をとることにより、運転管理の安全性を確保することとしているものであります。

事故発生時の公表基準につきましては、他の自治体における公表手法を参考として非常時の重要度に応じた公表基準を、来年4月の本稼働までに定めてまいりたいと考えております。

ホームページでの公表につきましても検討させていただきたいと考えております。

また、地域連絡協議会の定期開催についてですが、広域連合は施設の運転状況について住民による監視が行えるよう必要な組織を設置することとしておりまして、周辺地域の白樺台・桂恋・三津浦ここにある16の町内会の会長のみなさんが構成員となる組織を運営することといたしております。

協議内容につきましては排ガス中に含まれる有害物質の測定結果、その他の運転状況に関するデータ、運転計画、定期点検・整備等について報告することとし、協議会を年1回以上開催し、周辺住民から施設に対する協力と理解をいただきながら、この運営をしてまいる所存であります。

ダイオキシン類の測定につきましては、排ガス中の微量成分を測定するために、施設によりまして測定誤差の生じないよう法定の測定方法が定められておりまして、本施設におきましても国の基準に従い、年1回、定期的に測定を行ってまいりたいと思っております。

ごみの焼却過程で発生するダイオキシン類は、一酸

化炭素濃度や焼却温度を計測することによって発生量を予測することが可能でありまして、本施設におきましては、これらの数値を連続監視することでダイオキシン類の発生抑制を図っていくほか、計測したデータは、施設入口に設置した公害監視表示板で24時間表示し、積極的に情報開示をしまいたいと考えております。

また、連続監視装置「アメサ」につきましては、ダイオキシン類の連続採取装置としてヨーロッパで開発された機器であります。同装置によって採取されたダイオキシン類の測定値は、公式なものとして国の認知をうけられていないことから、国内における導入は殆ど進んでいないと聞いております。

なお、自治体の焼却炉における設置事例についてのお尋ねであります。関東地方のある自治体で設置した事例が1件あるというふう聞いています。

また、バグフィルターを2つ設置する効果についてありますが、このバグフィルターは排ガス中の飛灰を除去するために設置するものでありまして、全国に1段のものと2段のものが混在している状況にあります。本施設では1段バグフィルターを採用しております。

2段のものは、バグフィルターで補足する飛灰の量を減らす目的で設置するケースが多く、主に自前の埋め立て処分場を持たない大都市周辺の施設で採用されております。釧路市の本施設のように触媒脱しょう塔などの排ガス処理装置を併用した場合には、1段バグフィルターでも排ガス濃度に遜色はないものとされているところであります。

また、排ガスの表示についてですが、排ガス中の有害ガス等の濃度を表示する公害監視表示板につきましては、施設内の展示ホールに設置するほか、焼却施設入口の道道の沿線に24時間表示の大型表示板を設置いたします。

ご提案の市役所前あるいは他の地域に設置できないかというお尋ねでありますけれども、広域処理施設という性格上、釧路市役所だけに設置するのはなかなか難しいのではないかと、また、全ての構成自治体に設置するには大きな費用が必要となることから、実現は難しいものと考えております。

これらを勘案して先程ちょっとお話をさせていただきました経費などの面からもっと広く住民に周知する方法としてホームページの活用を検討してまいりたいと考えているところであります。

長期包括委託契約につきましては、技術管理者の権限、また運転管理状況の重点チェック項目というお尋ねであります。ゴミ焼却施設を安全に運転していくためには、安定した燃焼状態を継続させることが重要でありまして、本施設におきましては燃焼状態の監視指

標であります燃焼ガス温度と排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定値が記録されていることから、これらの記録を重点的にチェックすることにより、適正な運転管理が行われているかどうか監視してまいりたいと考えております。

不具合が考えられる場合の改善命令についてであります。本施設の運営につきましては、長期包括契約に基づきまして、適正に業務が実施されているかどうかを確認してまいります。仮に適正に業務が実施されていないと広域連合が判断し、2度目の是正勧告を行った後にも是正されない場合には、本件施設に関する委託料を減額することができるとしておりまして、不具合の是正に対して極めて大きな権限を有しているものと考えております。

不具合をチェックするための専門性についてであります。広域連合には廃棄物処理に関する技術管理者を常勤させており、必要に応じて、民間の技術専門コンサルタント等を活用しながら、技術管理者が中心となって、運転管理状況の監視、いわゆるモニタリングを行うこととしております。

新たな技術への対応についてであります。法令の変更等により機器の追加などの費用が発生した場合には、費用の負担の方法を連合と運転管理業者が協議して決定していくこととなります。

また、機能向上のための新たな改良保全事業の実施を事業者から提案された場合は、採用の可否、内容、条件などを双方で協議していくこととしておるところであります。

次に酸欠事故の原因と対応について、この原因についてであります。平成17年10月18日午後4時30分頃、焼却施設1階工作室の床下の配管ピット内におきまして、空調設備会社所属の職員2名が低酸素状態により意識を失い倒れたものであります。

酸欠の原因につきましては、釧路警察署、釧路労働基準監督署をはじめ、建設請負業者が現在調査中であり、調査結果が判明次第、改めて報告させていただきますと考えております。

メタンガスなどの事前調査についてであります。焼却施設建設予定地は、工事着手前にボーリング調査を実施しておりまして、建物本対部分につきましては、ごみの埋立範囲ではないことを確認しており、なお、埋立跡地で行いましたボーリングではガス成分の発生が確認されておりますが、建物本体部分についてはガス成分の発生は確認されておられません。

また、教育面の徹底についてであります。本施設の建設現場に新たに携わるすべての作業員は、新規入構教育を受講し、その中で酸欠等の対応につきましても法令遵守について指導並びに教育を受けているところであります。

今回の事故につきましては、当該ピット内の工事が

終了し、点検作業の段階にあったことから、酸欠危険箇所との認識が希薄になり、酸素濃度の測定や換気の実施を怠ったことにより発生したものと考えております。なお、10月20日には建設請負業者から再発防止策について当連合に説明があり、十分な再発防止策がとられていると判断されたことから、22日より工事の再開を認めたとところであります。

調査結果を受けた今後の対応についてであります。酸欠の原因は現在調査中であり、結果判明には今しばらく時間を要する見込みであります。原因が判明した場合には、直ちに必要な対策を講じて参りたいと思います。

なお、二度とこのような事故が発生しないよう建設請負業者に対して、安全対策の徹底を今後とも強く要請していくとともに、被災された方の一日も早いご回復をお祈りする次第であります。

以上でございます。

○議長草島守之君 梅津則行議員。

○12番梅津則行君（登壇） それでは2回目の質問をさせていただきます。

3点について端的にお聞きします。

1つは公表基準等については4月までに作られるのはその通りなのだろうと思うので、是非いいものを作っていただきたいという意味で定期点検や整備工事の中味も、私いくつか先程質問したとおりに比べさせていただいたら、あるところの自治体の方がいいなあというふうに思います。

それは先程申したとおり、蒸気タービン発電機の停止やら何だかトラブルの停止やらいろいろある訳ですけども、レベル2の部分で言う地域連絡協議会、それから、広域連合議会そして、ホームページといふなっています。

だいたい殆どのところがレベル1のところの緊急停止のところがその対象になっているんですけども、さらにそれを広げている分野があります。

といっても、単純なですね、いろんな搬入車両等のトラブルとかそんなのはもちろん入っていないんですよ、当然、そんなのはこの事例に必要なだとは思いませんけれども、ゴミ搬入受けの設備のトラブルとかというのは入っていないのですが、停止をし立ち下げ、立ち上げをする場合には、最初に入れた方が私は安心度が高まるのではないかなというふうに思うものですから、再度、先程、一回目でも質問しましたが、公表基準の中に、設備や機器のトラブルの停止と定期点検・整備工事も、同様に入れてみるというお考えが現段階ではあるや、なしや、それも含めて検討をするということなのか、その点をまず1点目にお聞きしたいと思います。

それから2つ目には「連続監視装置」についてですが、私も関東地方のある自治体ということでお聞きを

して、それを取り上げたある地方議会でのやりとりの範疇でお話を申し上げ大変恐縮ではありますが、ただその中で触れているのは15年度16年度に実際に使って今、成果を見ているということでもあります。

安全性の面ではダイオキシン類の測定は基準が違いますから、そうはならないんでしょうけれども、1つの例として安全性だけでなく経済性の面でも、もしもプラスになるのであれば、考える余地が私はこのあと出てくるんじゃないかなあと思うんですね。

この点では、その後の情報収集を是非ね、図っていただきたいと思うんですね。

この関係のみなさんは実際には見てみましたらベルギーだとか、そういうところにドンドン行って実際のそういうものも、いろんな市民の皆さんの集会で発表されていることも聞きました。

ただ一企業のものでありますから、それを広げていくという意味ではなくて、ただその意味では安全性・経済性の面から検討の余地は今後も私は出てくるんじゃないかなあと思うんですね。

そういう視点での情報収集を図って頂きたいと思うのですが、その点をお聞きます。

3つ目は連絡協議会についてです。

設置をする案では、年に1回以上ということになっているようにお聞きをしました。

ダイオキシンの測定につきましては、先程、連合長が申した中味で、そういうお考えなんだなあと思うのですが、いろいろな年に1回のダイオキシンの測定をした後に持たれることが多いんだろうと思うんですね。

実際にはいろいろな不具合がこれから出てくる訳ですから、その辺はどの点、例えば不具合が出た時にやるのか、または年に1回のダイオキシン類の測定の時やるのか、それ以外のところはどのような形でやろうとするのか、その点をちょっとお示しをいただければと思います。

2回目で質問は終わりたいと思います。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長伊東良孝君 再度のご質問であります。公表基準につきまして、我々のご提示の西いぶりの事例も十分、参考にさせていただいております。

先程申し上げました様に、国の基準をはるかに下回るレベルで監視体制を強め、チェックしていくということには変わりませんので、もちろん停止から立ち上げの時の公表やご指摘のレベル1からレベル2に至る過程での公表につきましては、前向きな形で我々も検討して参りたいと思うところであります。

また、連続監視装置のアメサでありますけれども、これも前の議会から何度かいろいろご論議があったところであります。現在、我が国の基準としてはこれ

を認めていないという観点でありますので、この数値をもって果たして公表して我々が常時監視をするというのが正しいかどうかというのは、若干問題があるところでもあります。

また、1回あたり測定費用が30万円以上かかり、その結果が出るまで1月先までかかるというなどなどから勘案すると、これはなかなかそう簡単にいかないなという思いをしているところであります。将来的に経済性、あるいは安全性、あるいは国の方針等々が変わりますればまた状況は変わってくるのかという思いをしているところでありますので、議員ご指摘のとおり、今、情報の収集には努め参りたいと考えております。

また、連絡協議会の年2回以上の開催であります。通常であればやはりダイオキシン濃度の計測が終わってその数値が出たあとというのが、妥当なところではないのかなと、その他必要に応じてですね、それぞれ委員の皆さん方のご意見を伺いながら、協議会の開催というのは考えていきたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議長草島守之君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

討論省略

○議長草島守之君 この際お諮りいたします。

各会に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長草島守之君 ご異議なしと認めます。
よって直ちに採決を行います。

議案第4号表決(起立多数・可決)

○議長草島守之君 初めに、議案第4号を採決いたします。

本案を原案認定と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔(起立)多数〕

○議長草島守之君 起立多数と認めます。
よって本案は原案認定と決しました。

報告第1号ほか3件表決(承認)

○議長草島守之君 次に、報告第1号から第4号までの以上4件を一括採決いたします。

各案を報告承認と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔(起立)全員〕

○議長草島守之君 起立全員と認めます。
よって各案は報告認定と決しました。

日程第5 議案第5号ほか1件上程

○議長草島守之君 日程第5、議案第5号及び第6号の以上2件を一括議題といたします

提案説明

○議長草島守之君 提案理由の説明を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君 ただいま、議題に供されました各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号、助役の選任について同意を求めますが、氏名の欄が空白になっておりますので、お書入れを願いたいと存じます。

「松倉 豊（まつくらゆたか）」でございます。

同氏は先の任期期間中において広域連合助役として広域連合の業務に尽力していただきました。

この経験をもって広域連合助役として適任と認めますので、選任しようとするものであります。

次に、議案第6号 監査委員の選任について同意を求めますが、氏名の欄が空白になっておりますので、お書き入れを願いたいと存じます。

「林 正昭（はやし まさあき）」でございます。

同氏は広域連合事務局長として連合業務に従事し、かつ熟知していることから、広域連合監査委員として適任と認め、選任しようとするものであります。

いずれの方々も、人格、識見にすぐれ、極めて適任と存じ、ここにご提案いたしました次第であります。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

質疑

○議長草島守之君 両案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔（なし）と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論省略

○議長草島守之君 この際、お諮りいたします。両案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第5号ほか1件表決（可決）

○議長草島守之君 議案第5号及び第6号の以上の2件を一括採決いたします。

両案を原案同意と決することに賛成の方の起立を求

めます。

〔「起立」全員〕

○議長草島守之君 起立全員と認めます。

よって、両案は原案同意と決しました。

ただいま、助役の選任に同意されました松倉 豊さんから発言を求められておりますので、これを許します。

松倉 豊さん。

○助役松倉 豊君（登壇） ただいま助役選任の同意を賜りました、松倉でございます。

広域連合業務に再度当たらせていただくこととなりました。

釧路地域の4市町村の廃棄物処理行政に携わる重大さを改めて痛感しているところでございます。

先の任期におきましても広域連合助役として業務に携わらせていただきましたが、いよいよごみ焼却施設が来年4月から本稼働となり、現在その円滑なスタートに向け、詰めの準備を急いでいるところでございます。

先の任期期間中に劣らず、ごみ焼却施設の安定かつ安全な運転に貢献できるよう微力ながら邁進する所存であります。

議員各位のご理解をいただきつつ連合長を補佐し、広域連合構成町村の町村長の皆さんと手を携えて広域連合業務を助役の立場から押し進めて参りたいと存じます。

今後ともどうぞよろしくごお願い申し上げ、広域連合助役の選任・同意にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長草島守之君 次に、監査委員の選任に同意されました林 正昭さんから発言を求められておりますので、これを許します。

林 正昭さん。

○監査委員林 正昭君（登壇） このたび監査委員のご同意をいただきました林でございます。

誠にありがとうございました。

厚くお礼申し上げます。

広域連合の監査という、その責任の重さを痛感しているところでありますが、広域連合の業務が適正にそして、効果的に効率的に行われるよう精神誠意、職務を果たして参りたいと考えております。

議員の皆さまには今後ともお世話になると思いますが、これまでも増したご指導・ご助言賜りますようお願いを申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくごお願いいたします。

日程第6号 議案第7号上程

○議長草島守之君 日程第6号、議案第7号を議

題といたします。

提案説明

○議長草島守之君 提案理由の説明を求めます。
連合長。

○広域連合長伊東良孝君 ただいま議題に供されました議案第7号、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございますが、氏名の欄が空白になっておりますので、栗林延次（くりばやし のぶつぎ）、伊藤明日佳（いとう あすか）とお書き入れを願います。

いずれの方々も、釧路市の公平委員会委員を務めておられ、人格、識見にすぐれ、公平委員会委員として極めて適任と存じ、ここにご提案いたしました次第であります。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

質疑

○議長草島守之君 本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔（なし）と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論省略

○議長草島守之君 この際、お諮りいたします。
本案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第7号表決（可決）

○議長草島守之君 議案第7号を採決いたします。

本案を原案同意と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「起立」全員〕

○議長草島守之君 起立全員と認めます。

よって本案は原案同意と決しました。

閉会宣告

○議長草島守之君 以上をもって、今議会の日程は全て終了いたしました。

平成17年第3回釧路広域連合議会11月定例会はこれをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時17分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議 長 草 島 守 之

同 議 員 細 谷 照 雄

同 議 員 梅 津 則 行

平成17年第 3 回釧路広域連合議会 11 月定例会議決結果表

会 期 自 平成17年 11 月 7 日

至 平成17年 11 月 7 日

(1 日 間)

釧路広域連合議会議長 草 島 守 之

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
選挙第 1 号	議長選挙の件	副 議 長	17. 11. 7	選挙完了 (指名推選)
議案第 4 号	平成16年度釧路広域連合一般会計決算認定の件	連 合 長	〃	原案認定
議案第 5 号	助役の選任について同意を求める件	〃	〃	原案同意
議案第 6 号	監査委員の選任について同意を求める件 (識見を有する者のうちから選任する委員)	〃	〃	〃
議案第 7 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	〃	〃	〃
報告第 1 号	専決処分報告の件 (釧路広域連合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	〃	〃	報告承認
報告第 2 号	専決処分報告の件 (釧路広域連合長等の費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃
報告第 3 号	専決処分報告の件 (釧路広域連合職員の旅費に関する条例の 一部を改正する条例)	〃	〃	〃
報告第 4 号	専決処分報告の件 (釧路市に関する規定を釧路広域連合条例 として準用する条例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報告第 4 号	例月現金出納検査報告書	監査委員	17. 11. 7	報告完了

平成17年第3回釧路広域連合議会 11月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月 日	議席番号・発言議員	発 言 項 目（要 旨）
1	11 / 7 (月)	12番 梅 津 則 行 (釧路市)	1 焼却施設の安全性 (1) 試運転で留意すべき点 (2) 事故発生時などの公表基準と対応 2 住民への情報公開 (1) 地域連絡協議会の定期開催 (2) ダイオキシン類の測定 (3) 排ガスの表示 3 長期包括委託契約 (1) 技術管理者の権限 (2) 新たな技術の対応 4 「酸欠」事故の原因と対応

平成17年第3回11月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	17. 11. 7	月	本 会 議	開会 議席の決定 議長選挙 会期の決定 広域連合長挨拶 提案説明 質疑・一般質問 表決 助役選任 監査委員（識見）選任 公平委員会委員選任 閉会

釧路広域連合議会会議録

平成17年第3回11月定例会

平成18年8月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7-5
電話 (0154) 31-4581

印刷 株式会社 藤プリント

電話 (0154) 22-9311